

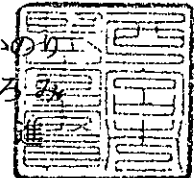


公表監 第 5 号

地方自治法第242条第9項の規定に基づき、西宮市長から、下記のとおり、西宮市職員自治振興会への補助金に関する「西宮市職員措置請求」に対する監査結果（平成17年度公表監第1号）に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

平成17年6月24日

西宮市監査委員 杉山 たかのり  
同 田村 ひろみ  
同 村西 進



記

西職厚発第 13 号  
平成17年6月20日

西宮市監査委員 杉山 たかのり 様  
西宮市監査委員 田村 ひろみ 様  
西宮市監査委員 村西 進 様

西宮市長 山田 知

「西宮市職員措置請求」の監査結果（勧告）に係る措置状況について（通知）  
標記の件について、次のとおり措置を講じましたのでご報告いたします。

#### 勧告

市長は、平成15年度に自治振興会に対して支出した補助金で、自治振興会が一般会計に充当した金額のうち3,933,358円について、当該金額のうち市一般会計及び病院事業会計から各支出した額の割合に応じた金額の返還を自治振興会に求める措置を、本件監査結果公表の日から1か月以内に執るよう勧告します。

#### 講じた措置

監査結果の勧告を踏まえ、財団法人西宮市職員自治振興会の平成15年度一般会計に充当した金額のうち、返還対象とされた剰余金の勧告分3,933,358円返還の措置については、平成17年6月3日付で市長から、市一般会計及び病院事業会計のほか水道事業会計等それぞれ支出した補助金額の割合に応じて返還命令を行い、6月10日付で自治振興会より返還を受けております。また、平成16年度についても自治振興会の一般会計及び福祉事業特別会計において剰余金が発生したことから、振興会では15年度と同様の措置が執られ、支出した補助金額の割合に応じて、それぞれの会計へ6月10日付で返還が行われました。返還額は、平成15年度は一般会計で3,933,358円、平成16年度は一般会計3,917,767円、福祉事業特別会計4,344,895円となり、合計額12,196,020円の返還を受けました。